

令和7年度茨木市障害理解促進事業補助金【申請要領】

茨木市では、平成30年4月に「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消するために、市・市民・事業者等が「共に生きるまち茨木」を実現するために、それぞれができることに取り組むことを責務としています。

市では、市民活動団体や事業者等の団体が行う、障害者福祉の啓発、障害者(児)との交流事業、障害理解のための研修会(体験学習)等の実施に必要な費用を下記のとおり助成します。

【募集期間】 令和7年4月1日 ～ 令和8年2月27日

【補助対象者】

次のいずれにも該当する団体又は事業者とします。

- (1) 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が10人以上の団体又は事業者であること。
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的としないものであること。
- (3) 暴力団もしくはその統制下にあるもの又は暴力団の構成員の統制下にあるものではないこと。
- (4) 定款、規則、会則等による運営がなされているものであること。
- (5) 障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者並びにこれらと同等であると市長が認める事業者等でないこと。

【補助対象事業】

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者を主な対象として市内で実施する次に掲げる事業
 - ア 障害者福祉の啓発
 - イ 障害者との交流を深める行事
- (2) 障害理解の促進に関する研修会の開催

【補助額】

補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額とします。(限度額50,000円)

※1,000円未満の端数は切り捨てます。



【補助対象経費】

茨城市障害理解促進事業補助要綱別表（下記参照）に定める経費であり、次の要件を満たすものとします。

①申請時において事業に着手していないこと。

※事業の着手とは、物品の注文、リーフレット等の発注・印刷、施設使用料等の支払等を行うことをいいます。

② 令和8年3月31日までに必ず事業が完了すること。

要綱別表

科 目	内 容
人件費	事業実施に直接必要な賃金など (スタッフアルバイト料、交通費など)
報償金	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼など
旅費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費、宿泊費
消耗品費	材料、事務用品その他の消耗品にかかる経費 (※単価が1万円未満のもの)
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	事業の広告宣伝などにかかる経費
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

【申請件数等】

同一団体からの申請は、1年度内1申請に限ります。

国や都道府県、その他各種団体（市を含む。）から、既に補助や助成を受けているものは、対象外とします。

【申請方法】 原則、下記申請先まで持参してください。

【申請から助成までの流れ】

- 1 申請書（様式第1号）に下記の必要な書類を添えて提出してください。
《必要な添付書類》
 - ☐ 事業計画書（様式第2号）
 - ☐ 収支予算書（様式第3号）※市民活動団体、サークル、その他市長が認める団体の場合は以下の書類も必要です。
 - ☐ 団体の定款、規則、会則等の写し
 - ☐ 団体の活動内容が確認できる資料（総会資料、チラシ等）
- 2 申請が採択された場合には、市から決定通知書（様式第4号）が送付されます。
- 3 決定通知書の交付後、事業を実施してください。
- 4 事業が完了しましたら、事業完了後30日以内に実績報告書（様式第9号）に必要な書類を添えて提出してください。
《必要な添付書類》
 - ☐ 事業報告書（様式第10号）
 - ☐ 収支決算書（様式第11号）
 - ☐ 領収書（写）
 - ☐ その他市長が必要と認める書類※事業当日の状況が分かるカラー写真（データ）等
 - ☐ 補助金支給決定通知書又は変更承認通知書等の写し
- 5 実績報告書を確認・審査後、市から、補助金確定通知書（様式第12号）が送付されます。
- 6 補助金確定通知書に基づき、補助金交付請求書（様式第13号）を作成し、速やかに市に補助金の請求をしてください。
※請求書の提出については、郵送での提出も可能です。
- 7 補助金交付請求書の提出後、市より補助金が支給（振込み）されます。

【その他】

この補助金の支給を受け、障害理解のための事業を実施された事例の紹介等について、市から協力を求めることがあります。

※広報誌やホームページ等で団体等をご紹介します。

【お問い合わせ・申請書提出先】

茨木市 福祉部 障害福祉課 計画推進係（市役所 南館2階 17番窓口）

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電 話 072-620-1636（直通）

FAX 072-627-1692

メールアドレス syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp